

保護者のうち、主たる生計維持者(児童手当の申請者)は公務員(※1)ですか

ここからスタート

このフローチャートは参考例です。支給要件に該当するか否かは、請求書等を審査した上で決定します。

高校生年代 平成18年4月2日～平成21年4月1日生まれの児童

大学生年代 平成14年4月2日～平成18年4月1日生まれの子

はい

いいえ

現在、児童手当・特例給付を受給していますか

いいえ

はい

0歳から高校生年代の児童を養育していますか

高校生年代の児童を養育していますか

いいえ

はい

いいえ

はい

【手続き不要】

市での手続きは不要です、お勤め先にお尋ねください
また、「[職業に関するアンケート\(公務員の方向\)](#)」に回答をお願いします。

A

【手続き必要】

認定請求書の申請を

【手続き必要】

大学生年代の子がおり、その子を含めて3人以上養育し、その子に対して学費や生活費等の経済的負担がある場合

B

【手続き不要】

改正に伴い手当月額が変更となる場合、令和6年12月初旬に『額改定通知』を送付しますので、金額等をご確認ください

【手続き必要】

大学生年代の子がおり、その子を含めて3人以上養育し、その子に対して学費や生活費等の経済的負担がある場合

C

【手続き必要】の方は、電子申請(または市子育て応援課、西支所窓口)で手続きしてください。
(持ち物等については、このチラシの4ページ「[◆窓口での申請手続き](#)」をご覧ください。)

養育している0歳から高校生年代の児童数と、令和6年10月1日時点の支給対象予定児童数(※2)が一致していますか

はい

いいえ

【手続き必要】

額改定届の申請を

【手続き必要】

大学生年代の子がおり、その子を含めて3人以上養育し、その子に対して学費や生活費等の経済的負担がある場合

D

(※1) 児童手当制度における「公務員」は、公務員(独立行政法人、国立大学法人等の職員を除く)のうち、共済組合の長期給付(年金)の資格を持つ人をいいます。

(※2) 令和6年10月1日時点の支給対象予定児童数については、同封の「案内通知」に記載しておりますのでご確認ください。